別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第 期第 四半期（自 年 月 日 至 年 月 日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】⑵

２【事業の内容】⑶

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑷

３【重要な契約等】

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	第 四半期会計期間末現在発行数（株）（ 年 月 日）	提出日現在発行数（株）（ 年 月 日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			―	―

⑵【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【その他の新株予約権等の状況】

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

⑷【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）

⑸【大株主の状況】⑸　　年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―		

⑹【議決権の状況】

①【発行済株式】　　年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	
議決権制限株式（自己株式等）		―	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		―	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		―	
発行済株式総数		―	―
総株主の議決権	―		―

②【自己株式等】　　年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―				

2【役員の状況】

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表等】

⑴【四半期連結財務諸表】⑹

①【四半期連結貸借対照表】

②【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

⑵【その他】

２【四半期個別財務諸表等】

⑴【四半期個別財務諸表】⑺

①【四半期貸借対照表】

②【四半期損益計算書】

③【四半期キャッシュ・フロー計算書】

④【四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表】

⑵【その他】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

a　四半期報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第４号の３様式に準じて記載すること。

b　この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、四半期報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第１項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。

⑵　主要な経営指標等の推移

a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第４【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（ｂにおいて「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。

b　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。

c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第４【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前

年の四半期会計期間（ｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。

ｄ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。

⑶　事業の内容

当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑷ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ａ　当四半期連結累計期間における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。

ｂ　事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

ｃ　当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業者数に著しい増加又は減少があった場合には、業務区分に関連付けて、その事情及び内容。

⑸　大株主の状況

当四半期会計期間が第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

⑹　四半期連結財務諸表

別記第26号様式から別記第30号様式までにより四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成すること。

⑺　四半期個別財務諸表

別記第22号様式から別記第25号様式までにより四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を、別記第14号様式により四半期附属明細

表たる業務別営業収支明細表を作成すること。